



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

○環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令(環境五)

〔法規的告示〕

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件(内閣府九)

○道路交通法第一百条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委七)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(こども家庭庁・厚生労働一)

〔その他告示〕

○独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準(内閣府一〇)

○市の境界変更の件(総務七五)

○学校教育法第一百条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件(文部科学四四)

○保安林の指定をする件

(農林水産三六一、三六二)

○保安林の指定を解除する件

(同三六三〜三六八)

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件

(同三六九〜三七二)

○砂防法第二条の土地を指定する件

(国土交通三六七)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件

(同三六八、三六九)

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同三七〇)

○直轄砂防工事が終了した件(同三七一)

○水先人に免許を与えた件(同三七二)

○道路に関する件

(関東地方整備局六七〜七一)

○都市計画に関する件

(北陸地方整備局五〜七)

○道路に関する件

(中部地方整備局一九〜二二)

○道路に関する件

(中国地方整備局二二)

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

(沖縄総合事務局最低賃金公示二)

除籍の一部が滅失した件

(法務省告示配四五)

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件(同四六)

日本国に帰化を許可する件(同四七)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

省令

○環境省令第五号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

環境大臣 石原 宏高

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令（平成十二年総理府令第九十八号）は、廃止する。

附則

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

○国家公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第一百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十三日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	改正前	〔同上〕 一 〔同上〕
路線名	区間	路線名	区間
〔略〕		〔同上〕	
鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで		鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで	

九号
鳥取県東伯郡北栄町から鳥根県八束郡玉湯町まで
出雲市から大田市まで
江津市から浜田市後野町まで
浜田市下府町から益田市まで

九号
鳥取県東伯郡北栄町から鳥根県八束郡玉湯町まで
出雲市から大田市まで
江津市から浜田市後野町まで
浜田市下府町から同市三隅町まで

〔略〕	飯田市山本から同市上久堅まで 浜松市天竜区から同市浜名区まで	〔同上〕	飯田市山本から同市上久堅まで 新城市から浜松市まで
〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

附則

この告示は、令和八年三月十四日から施行する。ただし、第一号の表九号の項の改正規定は、同月二十八日から施行する。

○こども家庭庁告示第一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第二十九条第三項、第三十条第三項及び附則第二十二條第四項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十三日

こども家庭庁長官 渡辺由美子
厚生労働大臣 上野賢一郎
（傍線部分は改正部分）

改正後	別表 介護給付費等単位数表 第1～第14（略） 第14の2 就労定着支援 1 就労定着支援サービス費（1月につき） （1）～（7）（略） 注1～9（略）	改正前	別表 介護給付費等単位数表 第1～第14（略） 第14の2 就労定着支援 1 就労定着支援サービス費（1月につき） （1）～（7）（略） 注1～9（略）
-----	--	-----	--

10 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている訪問型職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2第3項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この注10において同じ。）が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、援助等（同条第1項第1号イに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成、同号ロに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成、同号ハに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認、同号ニに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認、同号ホに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助及び同号へに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき、同号ニに規定する認定事業主の企業在籍型職場適応援助者（同条第4項に規定する企業在籍型職場適応援助者をいう。）とともに行う上級職場適応援助者（同号へに規定する上級職場適応援助者をいう。）による援助をいう。以下この注10において同じ。）を行い、同令第20条に規定する職場適

10 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

<p>応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助等を行った月において、当該援助等を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。</p> <p>11 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>第14の3・第15 （略）</p>	<p>11 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>第14の3・第15 （略）</p>
---	---

その他の告示

○内閣府告示第十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条 この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が、内閣総理大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条 機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○総務省告示第七十五号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県横手市と大仙市との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和八年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月十三日

総務大臣 林 芳正

横手市に編入する区域

大仙市内小友字下田谷地七五の一の一部、七六の一、八〇の一、八〇の二の一部、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、八三、八四の一、八四の二、八六の一、八八の一の一部、字九十九沢五八から六〇まで、一九八の一、一九九の一、二〇四、二〇五の一、二〇六の一、二〇六の四、二〇七の一、二〇七の四、字板井田境二二の一の一部、二三の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

大仙市に編入する区域

横手市大森町板井田字中谷地三の二の一部、字三川尻一の一、三、四の一、六の一、八の一の一部、八の三の一部、八の五、九の一、一〇の一、一一の一、一五の一の一部、一六、一六の一、一八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字中谷地七七の一、七七の二、七八の一、七九の一、八〇の一、八〇の二、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、一〇三の一、一〇四、一〇五に隣接する水路である公有地の全部、八六の一の地先の水路である公有地の全部

○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

Table with 2 columns: 変更前 (東京都市役所), 変更後 (東京都中野区東中野四丁目十九番八号フオーカルビル2)

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 高知県高知市土佐山高川字川奈路三三八の三、字菊渡瀬三五〇の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字川奈路三三八の三・字菊渡瀬三五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 山形県寒河江市大字幸生字岩井沢七〇九の四から七〇九の六まで、七〇九の九、七〇九の一〇、一五三九の七から一五三九の九まで、一五四一の四から一五四一の六まで

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 用排水路用地とするため

○農林水産省告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 京都府木津川市加茂町大野岩谷二の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 京都府京都市左京区鞍馬本町六七四の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 岡山県苫田郡鏡野町上齋原字宮ヶ谷二一五二の九三（国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第百六十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年九月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和

1 登録番号 第31247号

2 登録年月日 令和7年9月29日

3 農林水産植物の種類 Plectranthus scutellaroides (L.) R. Br.

4 登録品種の名称 UJ08

5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 株式会社エム・アール・ピー・フローラ

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181-4

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第31259号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 KORCUT0275
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany

- 1 登録番号 第31260号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 TANPRIMACAI
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Rosen Tantau KG
Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany

- 1 登録番号 第31264号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 IPK257215
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

- 1 登録番号 第31274号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 ARCANBLO
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
A.R.B.A. B.V.
Fraxinus 12, 1424LG De Kwakel, The Netherlands

- 1 登録番号 第31275号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.

- 4 登録品種の名称 ARFAIRTA
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
A.R.B.A. B.V.
Fraxinus 12, 1424LG De Kwakel, The Netherlands

- 1 登録番号 第31276号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 青山フラワーマーケットナンバー7ソレーユ
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社パーク・コーポレーション
東京都港区南青山五丁目6番26号7階

- 1 登録番号 第31277号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 SCH84585
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Piet Schreurs Holding B.V.
Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands

- 1 登録番号 第31280号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 KORCUT0481
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany

- 1 登録番号 第31281号
- 2 登録年月日 令和7年9月29日
- 3 農林水産植物の種類
Rosa L.
- 4 登録品種の名称 MEICONBI
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

- 農林水産省告示第百二十七号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年十月三十日に消滅したものとみなされる。
令和八年三月十三日
農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第31386号
- 2 登録年月日 令和7年10月30日
- 3 農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
- 4 登録品種の名称 KGM173
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

- 農林水産省告示第百七十一号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年十一月十九日に消滅したものとみなされる。
令和八年三月十三日
農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第31452号
- 2 登録年月日 令和7年11月19日
- 3 農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
- 4 登録品種の名称 TEXLE2113
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

- 1 登録番号 第31453号
- 2 登録年月日 令和7年11月19日
- 3 農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
- 4 登録品種の名称 TEXLE205511
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

- 農林水産省告示第百七十二号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和八年一月八日に消滅したものとみなされる。
令和八年三月十三日
農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第31491号
- 2 登録年月日 令和8年1月8日
- 3 農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
- 4 登録品種の名称 TTM179
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

- 1 登録番号 第31493号
- 2 登録年月日 令和8年1月8日
- 3 農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
- 4 登録品種の名称 TEXTM221
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

- 国土交通省告示第百六十七号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一條の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十三日

- 国土交通大臣 金子 恭之
- 1 砂防法第二條の土地に係る河川の名称
沢口沢
 - 1 砂防法第二條の土地の表示
群馬県藤岡市高山の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 11' 44.4367"	139° 01' 35.6511"
2	36° 11' 44.1665"	139° 01' 33.7926"

3	36° 11' 43.4441"	139° 01' 33.2538"
4	36° 11' 42.9997"	139° 01' 32.6941"
5	36° 11' 43.3039"	139° 01' 32.1856"
6	36° 11' 44.3916"	139° 01' 32.4556"
7	36° 11' 46.6728"	139° 01' 37.4009"
8	36° 11' 46.0591"	139° 01' 38.2342"
9	36° 11' 45.4215"	139° 01' 37.6004"

○国土交通省告示第百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弓沼川（立堀沢）

二 砂防法第二条の土地の表示

静岡県富士宮市粟倉の区域内の土地のうち、次の一点から二点までを順次結んだ線、三点と四点を平成二十五年国土交通省告示第千二百二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、四点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 16' 12.8797"	138° 41' 09.4192"
2	35° 16' 15.4458"	138° 41' 08.6767"
3	35° 16' 19.3138"	138° 41' 18.5032"
4	35° 16' 23.8629"	138° 41' 29.6565"
5	35° 16' 23.6663"	138° 41' 30.0636"
6	35° 16' 21.9391"	138° 41' 27.1696"
7	35° 16' 16.5847"	138° 41' 23.8241"
8	35° 16' 09.6815"	138° 41' 13.4569"
9	35° 16' 09.8948"	138° 41' 11.7301"

○国土交通省告示第百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

的石川一右支溪流

二 砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇市の石の区域内の土地のうち、次の一点から五十九点までを順次結んだ線及び一点と五十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 56' 08.9434"	130° 59' 15.4489"
2	32° 56' 08.3792"	130° 59' 15.2031"
3	32° 56' 08.0288"	130° 59' 14.6196"
4	32° 56' 08.1128"	130° 59' 14.3901"
5	32° 56' 08.7751"	130° 59' 14.0001"
6	32° 56' 09.1295"	130° 59' 12.8118"
7	32° 56' 09.4139"	130° 59' 11.4432"
8	32° 56' 10.0507"	130° 59' 11.4685"
9	32° 56' 10.2967"	130° 59' 11.6275"
10	32° 56' 10.3235"	130° 59' 11.1560"
11	32° 56' 10.2848"	130° 59' 10.8443"
12	32° 56' 10.2842"	130° 59' 10.7988"
13	32° 56' 10.2861"	130° 59' 10.7084"
14	32° 56' 10.4860"	130° 59' 10.3370"
15	32° 56' 10.7613"	130° 59' 10.6641"
16	32° 56' 11.0321"	130° 59' 11.0474"

17	32° 56' 11.0807"	130° 59' 11.3005"
18	32° 56' 10.7710"	130° 59' 11.7751"
19	32° 56' 10.9644"	130° 59' 12.4561"
20	32° 56' 10.9180"	130° 59' 13.2681"
21	32° 56' 11.0255"	130° 59' 14.0275"
22	32° 56' 11.2657"	130° 59' 14.0968"
23	32° 56' 11.0505"	130° 59' 14.5300"
24	32° 56' 11.3796"	130° 59' 15.6024"
25	32° 56' 11.3165"	130° 59' 15.9929"
26	32° 56' 10.9694"	130° 59' 16.5930"
27	32° 56' 10.4827"	130° 59' 16.9421"
28	32° 56' 10.0225"	130° 59' 17.1680"
29	32° 56' 09.7637"	130° 59' 17.0719"
30	32° 56' 09.5380"	130° 59' 16.8292"
31	32° 56' 09.0126"	130° 59' 17.1069"
32	32° 56' 08.3670"	130° 59' 17.2604"
33	32° 56' 08.3064"	130° 59' 17.3395"
34	32° 56' 08.2635"	130° 59' 17.8493"
35	32° 56' 08.0741"	130° 59' 18.1560"
36	32° 56' 07.1825"	130° 59' 19.0564"
37	32° 56' 06.9160"	130° 59' 19.1380"
38	32° 56' 06.7980"	130° 59' 19.2973"
39	32° 56' 06.6027"	130° 59' 19.7001"
40	32° 56' 06.3995"	130° 59' 20.1644"
41	32° 56' 06.0730"	130° 59' 20.5383"
42	32° 56' 05.9440"	130° 59' 20.7084"
43	32° 56' 05.8909"	130° 59' 20.7784"
44	32° 56' 05.7996"	130° 59' 20.6757"

45	32° 56' 05.6717"	130° 59' 20.5111"
46	32° 56' 05.5189"	130° 59' 20.4988"
47	32° 56' 05.2027"	130° 59' 20.2574"
48	32° 56' 05.6081"	130° 59' 19.8947"
49	32° 56' 06.1521"	130° 59' 19.7005"
50	32° 56' 06.4370"	130° 59' 19.0549"
51	32° 56' 07.0372"	130° 59' 18.6429"
52	32° 56' 07.2674"	130° 59' 18.5464"
53	32° 56' 07.4603"	130° 59' 18.0971"
54	32° 56' 07.8169"	130° 59' 17.6377"
55	32° 56' 07.8515"	130° 59' 17.5907"
56	32° 56' 08.0223"	130° 59' 17.3591"
57	32° 56' 08.6229"	130° 59' 16.1381"
58	32° 56' 08.6580"	130° 59' 16.0666"
59	32° 56' 08.8454"	130° 59' 15.6857"

○国土交通省告示第百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

的石川一右支溪流

二 砂防法第二条の土地の表示

令和四年国土交通省告示第九百七十四号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣 金子 恭之

一 的石川一右支溪流

令和四年国土交通省告示第九百七十四号で指定した土地の区域

○北陸地方整備局告示第七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日
北陸地方整備局長 高松 諭

- 一 施行者の名称 富山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和三年北陸地方整備局告示第十五号富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十三号東岩瀬線
- 三 事業施行期間 自令和三年三月十七日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
○中部地方整備局告示第十九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日
中部地方整備局長 森本 輝

（一）道路の種類	一般国道	変更前	敷地の幅員	延長
（二）路線名	四百七十四号	後別		
（三）道路の区域				

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平三二番四から新城市名号字大六一番二まで
後前 一・二・五〇〇〇三・四・七〇七・四・五二
一・一〇五〇〇二六・五一一七・四五一

○中部地方整備局告示第二十号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日
中部地方整備局長 森本 輝

路線名 供用開始の期日
四百七十四号 令和八年三月十三日
愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平八番一から新城市名号字杉本一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日
中部地方整備局長 森本 輝

（一）道路の種類	一般国道	敷地の幅員	延長
（二）路線名	四百七十四号		
（三）指定する道路の部分			

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平八番一から新城市名一・一〇五〇〇二六・五一一七・四五一
号字杉本一六番一まで
指定する期日 令和八年三月十四日

○中国地方整備局告示第二十一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日
中国地方整備局長 杉中 洋一

- （一）道路の種類 一般国道
- （二）路線名 五十三号及び四百二十九号
- （三）道路の区域

（一）道路の種類	一般国道	変更前	敷地の幅員	延長
（二）路線名	五十三号及び四百二十九号	後別		
（三）道路の区域				

津山市一方字ピワガ淵六三〇番二から同市一方字水門下三六七番一まで
後前 八・五〇〇〇二・一・九三〇〇・〇〇五〇〇
九・九六〇〇二・六・三六〇〇・〇〇五〇〇

（四）図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

参議院

議案受領（予備審査）
三月十一日衆議院から次の議案が送付された。

- インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）（衆第三号）
- 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第四号）
- 質問主意書転送
三月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六号）
提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七号）
社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八号）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、チリ大統領ホセ・アントニオ・カスト・リスト閣下の大統領就任につき、三月十一日御祝電を寄せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
沖繩総合事務局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、沖繩内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖繩総合事務局最低賃金公示第3号）及び沖繩海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖繩総合事務局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和8年3月13日
内閣府沖繩総合事務局長 小八木大成

- 1. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「[267,950円]を[278,750円]に、[251,500円]を[262,300円]に、[209,350円]を[220,150円]に、[200,050円]を[210,850円]に改める。
- 2. 沖縄海上旅客運送業最低賃金第4項中「[264,750円]を[273,750円]に、[201,900円]を[210,900円]に改める。

附則

この公示は、令和8年4月12日から効力を生ずる。

法務省告示第百四十五号

兵庫県西宮市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

令和八年三月十三日 法務大臣 平口 洋
兵庫県西宮市産所町四十二番地 梅橋 勝一

法務省告示第百四十六号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対しアメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年三月十三日 法務大臣 平口 洋
氏名 ヒラウリー・ローラ・ハブリー
生年月日 千九百九十二年八月十八日

法務省告示第百四十七号

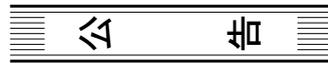
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

- 令和八年三月十三日 法務大臣 平口 洋
住所 東京都港区
方尚 平成5年7月2日生
住所 東京都西東京市
イスラム・モハモド・ナズムル 昭和52年2月12日生
住所 東京都西東京市
イスラム・ナズミア 平成26年11月2日生
住所 東京都西東京市
イスラム・モハモド・アナス 令和元年5月20日生
住所 神奈川県大和市
ファム・トユイ・ド・クイン 昭和54年6月9日生
住所 横浜市中区
徐絃熙 平成30年11月22日生
住所 東京都品川区
侯統維 昭和62年11月26日生

- 住所 東京都品川区
王驍 平成6年8月14日生
住所 大阪府寝屋川市
陳瀚偉 昭和61年4月12日生
住所 熊本市西区
アショク・ラマ 平成5年7月2日生
住所 群馬県邑楽郡大泉町
デンゼン・タマン 令和5年5月6日生
住所 群馬県邑楽郡大泉町
カロリネ・マリ・サワツ 平成3年4月15日生
住所 群馬県伊勢崎市
ブー・ティ・タウミィ・エミ 平成12年11月8日生
住所 茨城県土浦市
ギリエメル・カメイ・プリニ 平成11年7月24日生
住所 奈良県天理市
クバラタラ・アラッチゲ・ドン・チャーナカ・ドゥシュマンタ 平成3年4月25日生
住所 東京都品川区
クルップ・アッチゲー・ハルシャ・マドゥシャーニ 平成7年4月7日生
住所 埼玉県志木市
黄恩嘉 平成7年2月2日生
住所 大阪府中央区
呉迪 平成3年9月24日生
住所 大阪府阿倍野区
金一貴 平成8年7月25日生
住所 大阪府平野区
金秋貴 平成10年11月5日生
住所 大阪府東淀川区
金政広 昭和35年8月6日生
住所 東京都品川区
柳瑛暉 平成11年4月22日生
住所 東京都江戸川区
ミャン・ミャン・シェイン 昭和59年3月7日生
住所 東京都荒川区
キンバリー・ケイ・タン・チャン 平成2年2月26日生
住所 東京都品川区
サミクシャ・ダウンガナ 平成6年3月15日生
住所 東京都豊島区
趙雲 平成9年9月19日生
住所 東京都豊島区
李琪 平成4年10月12日生
住所 静岡県三島市
イスマイル・マカーリン・モハメド 平成11年6月20日生

- 住所 千葉県成田市
ナーナーヤッカラ・アガラゲ・ランディマ・サシカ・ラクマール・ディアス 昭和60年6月3日生
住所 千葉県成田市
ナーナーヤッカラ・アガラゲ・サツミニ・ウィハスナ・リシンディ・ディアス 平成25年7月16日生
住所 千葉県成田市
セナンヤ・オネキ・ディアス 令和4年5月6日生
住所 千葉県木更津市
李嘉成 平成8年1月5日生
住所 東京都品川区
エムディ・シンハヌン・イスラム 平成11年4月23日生
住所 東京都荒川区
ゲオルゲチ・アンドレーア・アネ・マリー 平成5年12月18日生
住所 東京都新宿区
須海鷹 昭和43年4月5日生
住所 東京都江東区
金知香 昭和60年12月21日生
住所 愛知県津島市
ピアンカ・カミル・デ・ツモル 平成8年9月26日生
住所 東京都西東京市
メリエム・ボウホウト 平成4年12月22日生
住所 浜松市中央区
ニコラス・ラファエル・ニシモト・ジラス 平成8年7月8日生
住所 千葉県花見川区
張弘 昭和43年11月25日生
住所 千葉県若葉区
ソム・ラジ・ネパーリ 平成3年6月24日生
住所 千葉県若葉区
サミー・ネパーリ 令和6年2月29日生
住所 東京都板橋区
イン・ニン・エー 平成7年10月18日生
住所 神戸市東灘区
徐瑞辰 平成8年9月24日生
住所 神戸市長田区
呉忠昇 昭和50年11月7日生
住所 兵庫県西宮市
邱秀峰 昭和52年3月17日生
住所 宮崎県都城市
李龍 平成12年1月28日生
住所 東京都葛飾区
チョウ・シン・アン 平成4年5月25日生
住所 東京都葛飾区
イ・ネイン・ピュ 平成3年12月8日生
住所 東京都葛飾区
アキオセナ 令和5年10月6日生

- 住所 川崎市中原区
サフィナ・ヴァレリヤ・ヴラディミロヴナ 平成5年8月12日生
住所 高知市
モイヌル・イスラム 昭和59年12月1日生
住所 東京都中野区
マナル・アイマン 平成28年5月7日生
住所 東京都中野区
マヒラ・アヤナ 平成30年12月27日生
住所 京都府宇治市
金明翔 平成21年4月17日生
住所 東京都中野区
譚若愚 平成2年3月21日生
住所 神戸市東灘区
陳良香 昭和42年11月17日生
住所 神戸市中央区
趙婧雯 平成2年6月23日生
住所 兵庫県姫路市
イスラム・モハマド・ヌルル 昭和62年1月1日生
住所 東京都中野区
ドゥハ・マヌール 令和4年9月15日生
住所 東京都中野区
マハザビン・イスラム・タクワ 令和6年6月4日生
住所 大阪府八尾市
黄孝幸 昭和49年1月6日生
住所 大阪府八尾市
アイコ・アウロラ・マエダ・チャベス 平成10年1月9日生
住所 東京都中野区
パダム・バハドゥル・ヒタング 平成2年4月14日生
住所 東京都中野区
アヤ・ヒタング 令和7年5月4日生
住所 東京都世田谷区
ニティン・サティシュ・ダタール 昭和46年2月10日生
住所 東京都中野区
ミヒール・ダタール 平成17年4月5日生
住所 東京都八王子市
ト紫帆 平成16年12月14日生
住所 東京都世田谷区
ヴァネッサ・デル・カルメン・ラミレス・アギラル・デ・ピンクニー 昭和59年2月11日生
住所 東京都世田谷区
リオン・カイト・ピンクニー 令和6年4月20日生
住所 愛知県春日井市
李暢佑 平成8年8月22日生
住所 神奈川県秦野市
チューン・ロット 昭和55年12月5日生
住所 東京都世田谷区
ワン・ダラー 平成14年10月12日生
住所 東京都世田谷区
ワン・ソティエーウィ 平成25年1月2日生
住所 札幌市中央区
馬友美 昭和49年8月3日生



語事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第627号

岡山県倉敷市松島563番地
申立人 近藤 剛
本籍岡山県倉敷市玉島長尾2340番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島長尾198番地26、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年7月6日、出生の場所岡山県浅口郡長尾町、出生年月日昭和4年11月26日、職業無職
被相続人 亡 益田 孝
岡山県倉敷市松島563番地
相続財産清算人 弁護士 近藤 剛
催告期間満了日 令和8年9月30日
岡山家庭裁判所玉島出張所

令和8年(家)第2010号

徳島県徳島市富田浜1丁目41番地
申立人 株式会社徳島大正銀行
本籍徳島県小松島市日開野町字破閑道66番地23、最後の住所徳島県小松島市日開野町字破閑道66番地の23、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日令和7年7月26日、出生の場所徳島県海部郡海部町、出生年月日昭和43年1月6日、職業無職
被相続人 亡 島川 隆義
徳島県徳島市八百屋町2丁目11番地 ニッセイ徳島ビル11階
相続財産清算人 弁護士 志摩 恭臣
催告期間満了日 令和8年10月15日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第9266号

東京都中央区八重洲2丁目10番17号
申立人 株式会社商工組合中央金庫
本籍北九州市若松区今光3丁目1番、最後の住所北九州市八幡西区引野1丁目10番28号、死亡の場所北九州市八幡西区、死亡年月日令

和6年9月16日、出生の場所北九州市若松区、出生年月日昭和44年9月30日、職業会社代表者
被相続人 亡 船曳 憲一
事務所北九州市小倉北区鍛冶町1丁目2番16号米原ビル2階 ナリッジ共同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 服部 倫子
催告期間満了日 令和8年10月13日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和8年(家)第1019号

高知市瀬戸東町2丁目220番地
申立人 西崎 信昭
本籍愛媛県宇和島市川内甲411番地、最後の住所高知市神田631番地1、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和7年10月7日、出生の場所高知県長岡郡久礼田村、出生年月日昭和7年7月25日、職業無職
被相続人 亡 薬師神多津子
事務所高知市長浜666番地
相続財産清算人 司法書士 西崎 信昭
催告期間満了日 令和8年10月16日
高知家庭裁判所

令和8年(家)第1026号

高知県安芸市矢ノ丸2丁目9番7号トロピル102
申立人 児島 岳宏
本籍高知県高知市比島町1丁目15番地、最後の住所高知市北川添5番20-706号、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和8年1月5日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和4年7月21日、職業無職
被相続人 亡 花岡 静
事務所高知県安芸市矢ノ丸2丁目9番7号トロピル102
相続財産清算人 司法書士 児島 岳宏
催告期間満了日 令和8年10月5日
高知家庭裁判所

令和7年(家)第7347号

福岡県福岡市中央区薬院1丁目6番9号福岡ニッセイビル602
申立人 八木 大和
本籍福岡県福岡市東区多の津5丁目33番、最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町仲原3丁目3番1号ライオンズコーポ原町206号、死亡の場

所熊本県菊池市、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所熊本県荒尾市、出生年月日昭和43年2月21日、職業不明
被相続人 亡 林 正明
事務所福岡県福岡市中央区六本松4丁目9番15号パシフィックコート六本松502
相続財産清算人 弁護士 平嶋 瑠理
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7371号

福岡県福岡市東区松島1丁目15-27
申立人 古野 輝久
本籍福岡県福岡市東区松島1丁目2区6番地、最後の住所福岡県福岡市南区向野1丁目13番29号宝満ヴィア高宮320号、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日令和3年9月18日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和17年4月5日、職業不明
被相続人 亡 古野 義晴
事務所福岡県福岡市中央区今泉1丁目12番23号西鉄今泉ビル5階
相続財産清算人 弁護士 内田 敬子
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7383号

福岡県福岡市南区寺塚2丁目1番14号
申立人 戸上 康
本籍福岡県福岡市南区大池1丁目18番、最後の住所福岡県福岡市博多区諸岡1丁目1番11号、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日令和7年3月21日頃から31日頃の間、出生の場所福岡県筑紫郡筑紫野町、出生年月日昭和35年1月29日、職業自営業
被相続人 亡 吉田 実
事務所福岡県福岡市西区石丸1丁目18番10-602号
相続財産清算人 司法書士 小田 真司
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和8年(家)第80003号

福岡市南区弥永団地15番106
申立人 永田 和彦
本籍福岡県福岡市中央区大字春吉354番地、最後の住所佐賀県多久市東多久町大字別府5222番地2けいこう園、死亡の場所佐賀県多

久市、死亡年月日令和7年9月6日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和24年6月9日、職業無職
被相続人 亡 日下部良一
福岡市南区弥永団地15番106
相続財産清算人 永田 和彦
催告期間満了日 令和8年9月25日
佐賀家庭裁判所

令和8年(家)第3019号

熊本市中央区水前寺5丁目1番4-403号
申立人 井上 広子
本籍熊本県熊本市西区上高橋2丁目898番地、最後の住所熊本市北区打越町36番48号、死亡の場所熊本県熊本市北区、死亡年月日令和7年12月6日、出生の場所熊本県飽託郡河内芳野村、出生年月日昭和24年11月13日、職業無職
被相続人 亡 宮本あきゑ
事務所熊本市中央区保田窪2丁目12番3号
相続財産清算人 司法書士 井上 広子
催告期間満了日 令和8年10月2日
熊本家庭裁判所

令和8年(家)第17001号

沖縄県沖縄市登川2丁目7番3号
申立人 平田 達彦
本籍不明、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日不明、出生の場所不明、出生年月日不明、職業不明
被相続人 亡 比嘉 徳常
沖縄県沖縄市登川2丁目7番3号
相続財産清算人 弁護士 平田 達彦
催告期間満了日 令和8年10月8日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和8年(家)第2006号

青森県八戸市柏崎5丁目4番10号
申立人 武部利恵子
本籍山形県山形市銅町1丁目7番、最後の住所山形市緑町2丁目12番45号、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日平成6年4月推定12日夜から13日朝の間、出生の場所富山県射水郡新湊町、出生年月日昭和9年10月2日、職業不明
被相続人 亡 泉山 孝吉
事務所青森県八戸市十三日町1ヴィアノヴァ6階弁護士法人青森リーガルサービス八戸シティ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 下山 慧
催告期間満了日 令和8年10月13日
山形家庭裁判所

令和8年(家)第4004号

岩手県気仙郡住田町上有住字八日町71番地
申立人 佐々木幸子
本籍岩手県気仙郡住田町上有住字八日町168番地、最後の住所岩手県釜石市小川町4丁目5番65号、死亡の場所岩手県釜石市、死亡年月日令和7年12月19日、出生の場所岩手県気仙郡住田町、出生年月日昭和31年3月9日、職業無職
被相続人 亡 佐々木敏明
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 WeWorkリンクスクエア新宿 法律事務所PLOGH
相続財産清算人 弁護士 相高 宏太
催告期間満了日 令和8年9月28日
盛岡家庭裁判所遠野支部

令和8年(家)第4005号

岩手県一関市田村町3番5号
申立人 佐藤 和昭
本籍岩手県一関市大東町摺沢字街道下3番地19、最後の住所岩手県一関市藤沢町新沼字西風46番地8、死亡の場所岩手県一関市、死亡年月日令和7年10月1日、出生の場所岩手県東磐井郡渋民村、出生年月日昭和28年3月12日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 洋一
岩手県一関市田村町3番2号上の橋ビル1階
相続財産清算人 司法書士 佐藤 和昭
催告期間満了日 令和8年9月30日
盛岡家庭裁判所一関支部

令和7年(家)第134号

宮城県栗原市一迫真坂字清水ヶ袋1番地
申立人 高橋まさ子
本籍宮城県栗原市一迫真坂字上川原25番地5、最後の住所宮城県栗原市一迫真坂字上川原25番地5、死亡の場所宮城県栗原市、死亡年月日令和7年6月21日から30日頃までの間、出生の場所宮城県栗原郡一迫町、出生年月日昭和18年4月30日、職業無職
被相続人 亡 石森 芳之
宮城県栗原市瀬峰十王堂前12番地2、事務所宮城県大崎市古川旭2丁目3番地5 2階北側 弁護士法人菅原・佐々木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木康晴
催告期間満了日 令和8年10月24日
仙台家庭裁判所古川支部

令和8年(家)第30025号

茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎2339番地
申立人 鬼澤 靖夫
本籍茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎2169番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎2169番地、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所茨城県東茨城郡大貫町、出生年月日昭和11年8月22日、職業無職
被相続人 亡 長洲 陽子
茨城県水戸市姫子2丁目159番地の15
相続財産清算人 司法書士 石山 路子
催告期間満了日 令和8年9月25日
水戸家庭裁判所

令和8年(家)第4003号

茨城県つくば市吾妻3丁目15番地15 オカバつくばビル3階 内田法律事務所
申立人 内田 智宏
本籍茨城県つくば市森の里72番地15、最後の住所茨城県土浦市東若松町3970番地1住宅型有料老人ホーム東若松長寿館、死亡の場所茨城県土浦市、死亡年月日令和7年12月4日、出生の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和56年4月2日、職業無職
被相続人 亡 松尾 雄治
事務所茨城県つくば市吾妻3丁目15番地15 オカバつくばビル3階 内田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内田 智宏
催告期間満了日 令和8年9月30日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和8年(家)第20001号

栃木県真岡市荒町5191番地
申立人 真岡市長 中村 和彦
本籍栃木県真岡市荒町2162番地、最後の住所栃木県真岡市荒町2162番地、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日昭和62年7月30日、出生の場所東京都府荏原郡駒澤村、出生年月日大正14年3月30日、職業不明
被相続人 亡 岡部 蘭子
栃木県真岡市荒町2丁目10番6 谷田部ビル2階A室 もおか法律事務所
相続財産清算人 弁護士 永来 知宙
催告期間満了日 令和8年9月30日
宇都宮家庭裁判所真岡支部

令和8年(家)第20005号

群馬県前橋市元総社町194番地
申立人 株式会社群馬銀行
本籍群馬県高崎市我峰町342番地、最後の住所群馬県高崎市我峰町556番地1、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所群馬県群馬郡長野野村、出生年月日昭和27年4月21日、職業不明
被相続人 亡 金井 泉
群馬県桐生市織姫町2番5号 桐生地域地場産業振興センター3階中島総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中島俊太朗
催告期間満了日 令和8年9月28日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第820号

埼玉県吉川市大字保506番地2リトルダック式番館203号
申立人 長谷部浩和
本籍埼玉県三郷市彦成3丁目10番、最後の住所埼玉県三郷市彦成3丁目10番15-1104号、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日推定令和6年12月1日から10日までの間、出生の場所埼玉県川口市、出生年月日昭和47年8月1日、職業不明
被相続人 亡 長谷部幸宜
埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目7番13号かがみ法律事務所
相続財産清算人 加々美 光
催告期間満了日 令和8年10月9日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第863号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都足立区足立1丁目22番地、最後の住所埼玉県三郷市早稲田2丁目10番地4ウッドライク三郷306号室、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日推定令和7年2月14日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和42年8月27日、職業不明
被相続人 亡 内田 和明
埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目10番1号オギノビル2階 越谷総合法律事務所
相続財産清算人 細川 潔
催告期間満了日 令和8年10月9日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和8年(家)第90127号

東京都立川市柴崎町2丁目11番10号佐藤司法書士事務所
申立人 佐藤 猛
本籍埼玉県加須市花崎2丁目30番地7、最後の住所東京都立川市柴崎町2丁目11番10号佐藤司法書士事務所、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年12月20日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和24年2月19日、職業無職
被相続人 亡 中山 文治
事務所東京都分寺市本町3丁目9番16号本田ビル4階 武蔵国分寺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高木理恵子
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7262号

新潟市中央区上大川前通六番町1178番地1
申立人 東光商事株式会社
代表者代表取締役 片岡 龍郎
本籍宮城県仙台市青葉区八幡2丁目13番、最後の住所川崎市麻生区高石3丁目10番14-303号、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死亡年月日令和6年11月7日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和56年2月24日、職業会社員
被相続人 亡 山縣 進
川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中瀬奈都子
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3344号

神奈川県厚木市宮の里4丁目1-8
申立人 グリーントウン宮の里第一住宅管理組合
本籍神奈川県厚木市宮の里4丁目1番、最後の住所神奈川県厚木市宮の里4丁目1番5-501号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和5年1月30日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和45年7月8日、職業不詳
被相続人 亡 岩崎 千尋
事務所神奈川県厚木市中町3丁目12番3号藍田ビル5階 本厚木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀬戸 崇文
催告期間満了日 令和8年10月8日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第124号

長野県諏訪市諏訪1丁目5番12号
申立人 五味 弘行
本籍長野県下伊那郡阿南町新野3068番地2、最後の住所長野県下伊那郡阿南町西條709番地ここの郷、死亡の場所長野県下伊那郡阿南町、死亡年月日平成30年10月25日、出生の場所長野県下伊那郡龍丘村、出生年月日昭和2年10月2日、職業無職
被相続人 亡 青山 守子
長野県諏訪市諏訪1丁目5番12号五味法律事務所
相続財産清算人 弁護士 五味 弘行
催告期間満了日 令和8年9月25日
長野家庭裁判所飯田支部

令和8年(家)第5号

長野県下伊那郡豊丘村大字河野194番地
申立人 春日 隆司
本籍長野県下伊那郡豊丘村大字河野194番地、最後の住所長野県下伊那郡高森町下市田2974番地の3、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和7年11月19日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和28年6月3日、職業無職
被相続人 亡 春日 昌夫
長野県飯田市鼎一色380番地よだビル村松将太法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村松 将太
催告期間満了日 令和8年9月25日
長野家庭裁判所飯田支部

令和8年(家)第6号

長野県飯田市大瀬木3695番地1
申立人 村澤 陽子
本籍長野県飯田市龍江2356番地、最後の住所長野県飯田市龍江2356番地、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和7年11月3日、出生の場所長野県上伊那郡河南村、出生年月日昭和32年7月21日、職業無職
被相続人 亡 飛矢崎光彦
長野県飯田市鼎一色380番地よだビル村松将太法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村松 将太
催告期間満了日 令和8年9月25日
長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第7236号

愛知県清須市西枇杷島町東六軒4番地
申立人 高橋 敏郎

本籍愛知県津島市唐臼町茨塚6番地、最後の住所愛知県清須市西枇杷島町東六軒4番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和6年5月24日、出生の場所岐阜県高山市、出生年月日昭和49年1月23日、職業無職
被相続人 亡 高橋 典子
事務所名古屋市中区丸の内1丁目16番15号名古屋シミズ富国生命ビル9階 ひのき総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三宅 浩司
催告期間満了日 令和8年9月24日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7906号

名古屋市瑞穂区彌富通5丁目6番地の8
申立人 丸田 尊峰
本籍新潟県加茂市神明町2丁目379番地1、最後の住所名古屋市中区丸の内3丁目15番34号ザ・ビルディングパーク丸の内5階 荒川武志法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 崇央
催告期間満了日 令和8年9月25日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7977号

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所等複合庁舎4階
申立人 名古屋市本陣市税事務所長
本籍名古屋市中区鳴子町3丁目97番地23、最後の住所名古屋市中区鳴子町3丁目97番地の23、死亡の場所名古屋市中区鳴子町、出生年月日令和6年11月24日頃、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和29年7月2日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 洋子
事務所名古屋市中区鳴海町字花井町37鳴海法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小関ありや
催告期間満了日 令和8年9月25日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第4034号

京都市中京区油小路通六角下る六角油小路町319番地コスモ六角油小路202
申立人 上田 浩平
本籍京都市上京区御車道通広小路上る九軒町433番地、最後の住所京都府福知山市字長田2071番地の1ケアホーム奏、死亡の場所京都

府福知山市、死亡年月日令和7年10月1日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和27年3月15日、職業無職
被相続人 亡 小林 滝朋
事務所京都府福知山市駅前町322三右衛門ビル2階塩見法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩見 満
催告期間満了日 令和8年10月8日
京都家庭裁判所福知山支部

令和6年(家)第4416号

大阪府大阪狭山市西山台5-2-10
申立人 狭山住宅管理組合
本籍大阪府堺市北区野遠町273番地、最後の住所大阪府大阪狭山市西山台5丁目2番23-504号、死亡の場所大阪府大阪狭山市、死亡年月日平成29年10月3日、出生の場所大阪府南河内郡北八下村、出生年月日大正11年9月20日、職業不明
被相続人 亡 菅根 健三
事務所大阪府堺市堺区中瓦町1-1-21堺東八幸ビル5階
相続財産清算人 弁護士 西村 陽子
催告期間満了日 令和8年10月13日
大阪家庭裁判所堺支部

令和8年(家)第11号

和歌山県西牟婁郡白浜町868番地
申立人 株式会社むさし
本籍岡山県津山市一方32番地14、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町935番地の2 むさし寮、死亡の場所和歌山県西牟婁郡白浜町、死亡年月日令和7年9月6日、出生の場所岡山県津山市、出生年月日昭和33年9月28日、職業会社員
被相続人 亡 早瀬 富義
事務所和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬713番地の2 中松法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中松 村夫
催告期間満了日 令和8年9月25日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第5158号

岡山県倉敷市連島1丁目13番10号 グランデ・ルミエール301
申立人 木山真由美
本籍岡山県倉敷市水島南亀島町66番地、最後の住所岡山県倉敷市水島南亀島町18番11号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成28年7月3日、出生の場所岡山県浅口郡連島町、出生年月日昭和20年7月1日、職業無職
被相続人 亡 横溝 弥吉

岡山県倉敷市川西町10番2号 倉敷川西町R G B 3階 弁護士法人田原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田原 洋介
催告期間満了日 令和8年9月30日

令和8年(家)第21号

香川県高松市仏生山町甲345番地6 岩野司法書士事務所
申立人 岩野 哲
本籍香川県高松市中野町262番地、最後の住所香川県高松市東山崎町514番地 市住45-223、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日平成28年3月16日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和19年7月18日、職業無職
被相続人 亡 住谷 正一
香川県高松市仏生山町甲345番地6 岩野司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 岩野 哲
催告期間満了日 令和8年9月30日
高松家庭裁判所

令和8年(家)第3号

香川県坂出市室町2丁目3番5号
申立人 坂出市長 有福 哲二
本籍香川県坂出市谷町2丁目4265番地15、最後の住所香川県坂出市谷町2丁目3番40号、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日令和5年5月30日、出生の場所香川県丸亀市、出生年月日昭和42年10月17日、職業不詳
被相続人 亡 柳原 義明
香川県丸亀市塩飽町11番地1 SATYA、BLD2階 宮本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮本 和幸
催告期間満了日 令和8年9月30日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和8年(家)第3号

高知県土佐清水市天神町11番2号
申立人 土佐清水市長 橋本 敏男
本籍神奈川県鎌倉市山ノ内1338番地、最後の住所高知県土佐清水市グリーンハイツ26番14号、死亡の場所高知県土佐清水市、死亡年月日令和7年10月30日、出生の場所高知県高岡郡須崎町、出生年月日昭和22年10月26日、職業無職
被相続人 亡 河上 欣史
高知県四万十市中村京町1丁目12番1号第1ビル4階西
相続財産清算人 弁護士 上松 祐二
催告期間満了日 令和8年10月9日
高知家庭裁判所中村支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和8年（へ）第1号

佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲1387番地1
申立人 乗富久仁子
申立人代理人弁護士 鬼橋 正敏
権利の届出の終期 令和8年5月25日
令和8年2月25日 鹿島簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 嬉野市嬉野町大字不動山字柳原丙3639番地1
田 840平方メートル
(2)登記年月日番号 佐賀地方法務局武雄支局昭和31年4月25日受付第1392号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 抵当権設定
原因 昭和31年4月25日金銭消費貸借同日設定
債権額 金10万円
利息 年1割
抵当権者 長崎県大村市中諏訪町1丁目92番地副島 貞雄
共同担保 目録(※)第967—901号

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第2067号

北海道千歳市みどり台南1丁目3番7号
申立人 門脇 睦子
本籍北海道千歳市北斗3丁目9番、最後の住所北海道千歳市北斗3丁目9番13号
不在者 渡辺 久子
昭和11年12月13日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第7898号

奈良市疋田町4丁目134番地の8
申立人 佐藤須磨子

本籍東京都渋谷区恵比寿4丁目20番、最後の住所東京都目黒区目黒1丁目24番19—304号
目黒新橋マンション
不在者 大賀 直子
昭和44年8月15日生
届出期間満了日 令和8年6月24日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第376号

長野県須坂市大字小山562番地
申立人 清水 悦子
本籍長野県長野市大字大町143番地口、最後の住所長野県上高井郡須坂町北原562番地
不在者 小林 弘子
昭和21年5月6日生
届出期間満了日 令和8年6月25日
長野家庭裁判所

令和7年（家）第181号

長野県東御市八重原2702番地
申立人 野倉 昇
本籍長野県東御市八重原2702番地、最後の住所長野県東御市八重原2702番地
不在者 野倉 恒子
昭和15年1月2日生
届出期間満了日 令和8年6月25日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年（家）第385号

兵庫県西宮市名塩東久保4番3号
申立人 西山 建二
本籍香川県綾歌郡綾川町西分654番地、最後の住所兵庫県西宮市名塩東久保4番3号
不在者 西山 秀勝
昭和47年3月7日生
届出期間満了日 令和8年6月25日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年（家）第378号

沖縄県豊見城市字高嶺377番地8
申立人 宜保 直樹
本籍沖縄県豊見城市字座安193番地、最後の住所沖縄県豊見城市字高嶺377番地7
不在者 宜保 吉雄
昭和18年2月5日生
届出期間満了日 令和8年7月3日
那覇家庭裁判所

令和7年（家）第420号

沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋217番地
申立人 普天間翔太

本籍沖縄県南城市大里字大城360番地、最後の住所沖縄県島尻郡与那原町字板良敷674番地県営与那原第2団地305号
不在者 普天間瑞枝
昭和33年11月20日生
届出期間満了日 令和8年7月3日
那覇家庭裁判所

失踪宣告

令和7年（家）第30155号

本籍群馬県前橋市岩神町2丁目709番地、最後の住所群馬県高崎市本町32番地高忍方
不在者 松田 成元
昭和7年4月10日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

令和7年（家）第334号

本籍千葉県柏市今谷上町21番地31、最後の住所千葉県柏市今谷上町21番地の31
不在者 小川 幸子
昭和17年8月12日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和7年（家）第2619号

本籍長崎県長崎市野母町1941番地、最後の住所大阪府高槻市高槻町1番20号
不在者 森 文明
昭和28年3月21日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2904号

本籍大阪府大阪市淀川区柏里3丁目2番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区塚本2丁目21番9号
不在者 久川 忠良
昭和6年1月15日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第738号

本籍島根県益田市匹見町紙祖口804番5地、最後の住所広島県広島市中区江波東1丁目4番14号
不在者 上田 好男
昭和10年7月25日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第48号

本籍山口県宇部市大字際波1894番地19、最後の住所山口県宇部市大字際波1894番地19
不在者 名和いづみ
昭和39年9月6日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所宇部支部裁判所書記官

令和7年（家）第164号

本籍徳島県吉野川市山川町堤内15番地1、最後の住所徳島県吉野川市山川町堤内15番地2
不在者 川端 久子
昭和55年6月12日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第31号

本籍高知県土佐清水市越191番地1、最後の住所高知県土佐清水市寿町5番9号
不在者 安岡啓四郎
昭和17年8月18日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官

令和7年（家）第46号

本籍北海道函館市若松町29番地、最後の住所福岡県田川市大字伊田3271
不在者 根塚 梅吉
明治44年3月4日生
令和8年2月21日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所田川支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（へ）第2号

東京都町田市旭町1丁目4番1号
申立人 エムイーPLUS町田株式会社
代表者代表取締役 榎本 圭太
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月3日
令和8年2月13日 保土ヶ谷簡易裁判所
(別紙) 目録
小切手(線引) 1通
小切手番号 418955
金額 864,436円
支払人 株式会社横浜銀行横浜駅前支店
支払地 神奈川県横浜市
振出日 令和7年5月22日
振出地 東京都武蔵野市
振出人 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦
最終所持人 申立人

令和7年（へ）第3号

大阪府堺市堺区市之町西3丁2番3号
申立人 株式会社ジェイアールシー
代表者代表取締役 松前 圭祐
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日
令和8年2月16日 堺簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 I J 61694
金額 712,250円
支払期日 令和7年10月5日
支払地 大阪府堺市
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行堺支店
振出日 令和7年6月5日
振出地 大阪府堺市
振出人 株式会社アコース 代表者代表取締役
樋崎 真一
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第205号

千葉県美浜区打瀬1丁目2番地3セントラルパーク・ウエスト
債務者 株式会社インタースポーツパートナーズ
代表者代表取締役 篠原 明

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第235号

千葉県花見川区幕張本郷5丁目27番2号レジデンス大村501号
債務者 株式会社ドゥエル・ファクトリー
代表者代表取締役 下田 良彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 國吉 宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第147号

千葉県市川市八幡2丁目6-18第3本八幡ダイヤモンドマンション地下1階
債務者 株式会社R&R
代表者代表取締役 宮本 淳子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1127号

東京都葛飾区奥戸7丁目2番1号 若泉ビル102
債務者 株式会社大興
代表者代表取締役 青木 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古里 貴大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1157号

東京都港区芝浦4丁目2番22-208号
債務者 株式会社スカイMMA
代表者代表取締役 金子 正人

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 隆史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1159号

東京都目黒区碑文谷5丁目7番2号 GREYBLDG碑文谷402
債務者 株式会社T&S N
代表者代表取締役 宮崎 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田紳一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月10日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1161号

東京都足立区六木1丁目17番20-406号
債務者 有限会社安本建設
代表者代表取締役 猪狩 友希

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾 江平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1169号

東京都新宿区北新宿4丁目4番17号
債務者 株式会社モリ食
代表者代表取締役 栗岡 義晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 夏苺 一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1175号

東京都台東区東上野1丁目4番3号 大久保ビル1階
債務者 株式会社ノーパディー・ノーズ
代表者代表取締役 大井 俊雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 秀明

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1202号

東京都港区六本木3丁目16番12号 六本木K Sビル5階
債務者 株式会社モルフオブルーム
代表者代表取締役 加藤 文香

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 裕和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1203号

東京都台東区上野5丁目23番11号4階
債務者 ホームメンテナンス株式会社
代表者代表取締役 宍倉 明信

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松野 弘樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1204号

東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目53番11号 カルム原宿105
債務者 有限会社エス・ケイ・クリエーションスタジオ
代表者代表取締役 新村 幸弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤井 彬子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1206号

東京都港区白金4丁目2番6号
債務者 東京技術サービス株式会社
代表者代表取締役 石崎 晴通

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金子 桂輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1208号

東京都豊島区北大塚2丁目29番3号
債務者 株式会社NATURAL SEEDS
代表者代表取締役 佐藤 徳雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾 亮平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1210号

東京都台東区小島2丁目13番3号 ティーエスケービル1階
債務者 株式会社B-plus
代表者代表取締役 村山 和希

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 春樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1253号

東京都港区赤坂2丁目15-13
債務者 株式会社ブルーバイユー
代表者代表取締役 小林 実

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小磯 孝二
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1254号

東京都世田谷区千歳台6丁目17番12号1階
債務者 医療法人社団虹の会
代表者理事長 太田恵一朗

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 恒石 直和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1260号

東京都新宿区西落合2丁目9番7号
債務者 ヤマグチスポーツ株式会社
代表者代表清算人 山口 里子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 周藤 智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1262号

東京都品川区平塚1丁目4番6号 大野荘202、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区東五反田1丁目25番12号 クレール島津山901号

債務者 株式会社ウェストサイド
代表者代表清算人 西脇 三郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 祥
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1272号

東京都目黒区原町1丁目9番1号 東京シェア西小山303

債務者 合同会社アイエムアイ
代表者代表社員 桑原 弘之

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 貴之

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1273号

東京都調布市緑ヶ丘2丁目60番8号
債務者 株式会社ケースリー
代表者代表取締役 下原 一志

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 雅俊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1276号

東京都大田区羽田1丁目18番11号
債務者 株式会社童夢
代表者代表取締役 小林 芳美

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志甫 治宣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1280号

神奈川県横浜市西区浜松町2番5号
債務者 ワールドフーズ株式会社
代表者代表取締役 内林 久雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川瀬 庸爾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1281号

東京都文京区本駒込4丁目41番4号
債務者 ブランドフーズ株式会社
代表者代表取締役 内林 久雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川瀬 庸爾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1300号

東京都台東区東浅草2丁目4番1号 末崎本社ビル
債務者 株式会社新二幸
代表者代表取締役 久保田康弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三橋 創
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1301号

東京都中央区日本橋茅場町2丁目9番8号
債務者 株式会社Kファーム稲敷
代表者代表取締役 木村 寿克

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松 良匡
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1303号

東京都中央区京橋3丁目6番21号 京橋伸和ビル8階
債務者 株式会社参森
代表者代表取締役 福田 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮口 裕幸
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1305号

東京都渋谷区恵比寿西1丁目14-2
債務者 株式会社インブルー
代表者代表取締役 八島 絵理

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 聡
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1365号

東京都新宿区市谷薬王寺町20番45号
債務者 株式会社オーキ事販
代表者代表取締役 上原 順治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村 一宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1366号

東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 桑野ビル2階
債務者 合同会社80
代表者代表社員 齋藤 誠

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 剛平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1368号

埼玉県川越市新宿町6丁目14番地33、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区目白4-31-22 目白YUI-ENN-B1
債務者 株式会社アルテマ
代表者代表取締役 山川 武史

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 俊一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第7号

千葉県南房総市富浦町原岡38番地
債務者 有限会社忍足製作所
代表者取締役 忍足 慎一

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 盾暁
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時30分

千葉地方裁判所館山支部破産係

令和8年(フ)第14号

北海道北見市豊地695番地3
債務者 株式会社リッチフィールド
代表者代表取締役 越智 悟志

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野呂 伸一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時30分

釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第2279号

千葉県習志野市大久保1丁目20番7号コーポ杉浦210号
債務者 株式会社桜来
代表者代表取締役 松本 庄司

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 園子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第292号

東京都八王子市丹木町1丁目65番地5
債務者 合同会社1108工舎
代表者代表社員 伊藤潤一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第7号

静岡県賀茂郡河津町湯ヶ野142番地の3
債務者 株式会社塩田屋本家
代表者代表取締役 塩田 正治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 雅直
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後1時30分

静岡地方裁判所下田支部

令和8年(フ)第25号

富山県射水市中野658番地1
債務者 有限会社総合建設マツイ
代表者代表取締役 松井 英和

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 翔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時30分

富山地方裁判所高岡支部

令和8年(フ)第192号

さいたま市南区文蔵5丁目26番1号
債務者 株式会社イトウ紙工
代表者代表取締役 伊藤 浩司

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富澤 幸弘

- 4 破産債権の届出期間 令和8年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午後1時30分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第437号

茨城県水戸市大町3丁目4番36号
債務者 株式会社エービーエス
代表者代表取締役 所 裕子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木名瀬修一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時45分

水戸地方裁判所

令和8年(フ)第19号

鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1652番地
債務者 大式水産株式会社
代表者代表取締役 大和 昌博

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 溝川 慎二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和8年(フ)第23号

群馬県太田市粕川町30番地8
債務者 有限会社エス・ティー・ジー
代表者取締役 清水貴美雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後2時

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第1593号

京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町5番地11
債務者 礎建設株式会社
代表者代表取締役 島田 稔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蜂谷 綾子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第88号

岡山市北区昭和町6番1号
 債務者 ヒューマンコミュニケーションズ合同会社
 代表者代表社員 香西 翔
 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 土居 幸徳
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前10時40分
 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第232号

茨城県東茨城郡大洗町桜道627-1
 債務者 合同会社ランス
 代表者代表社員 神永 勝寛
 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大塚 雅子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時30分
 水戸地方裁判所

令和8年（フ）第94号

栃木県小山市西城南4丁目12番地2
 債務者 株式会社風土屋
 代表者代表取締役 横谷 勇興
 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 日向野 濯
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時50分
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第24号

北海道深川市一已町字一已4518番地
 債務者 ユーエヌオーランバー有限公司
 代表者取締役 田中 和範
 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山本 直久
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後3時
 旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第10号

香川県高松市牟礼町牟礼3692番地1
 債務者 井関商会株式会社
 代表者代表取締役 井関 伸一

1 決定年月日時 令和8年3月5日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 近石 誠弘
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時
 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第24号

栃木県足利市山川町7番地4
 債務者 有限会社トーセツ
 代表者代表取締役 白澤二三男
 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 林 康太郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時
 宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第444号

茨城県ひたちなか市東本町18番23号サンパーク白土201号
 債務者 株式会社いばらきアンビシャスエンターテイメント
 代表者代表取締役 井上 雅皓
 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石橋 真一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午後1時30分
 水戸地方裁判所

令和8年（フ）第107号

岡山市南区新保1611番地1 ガラクシアトーレ3階
 債務者 株式会社マテリアル
 代表者代表取締役 竹内 由佳

1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤本 英臣
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午前10時30分
 岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第278号

大阪府東大阪市足代北2丁目16番4号1-A
 債務者 株式会社エコマック
 代表者代表取締役 村山 知義

1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 森 悠樹
 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第394号

茨城県ひたちなか市大字三反田3700番地41
 ファミール新堀B棟103号
 債務者 櫻井 誠一
 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田中 道夫
 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時
 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
 水戸地方裁判所

令和8年（フ）第26号

千葉県袖ヶ浦市代宿1084番地2
 債務者 中川 智
 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石川 さやか
 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
 千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第2280号

千葉県習志野市大久保1丁目20番7号 コーポ杉浦210号
 債務者 松本 庄司

1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤岡 園子
 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時20分
 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第33号

千葉県市川市南大野2丁目27番13-102号(市営住宅南大野団地)
 債務者 岡野谷貴之

1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤岡 康友
 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時40分
 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第34号

千葉県市川市南大野2丁目27番13-102号(市営住宅南大野団地)
 債務者 岡野谷知之
 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤岡 康友
 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時40分
 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第148号

千葉県市川市中山2丁目12番7号 (コーポひかり101号)
 債務者 宮本 淳子
 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田中 大介
 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時40分
 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第22号

青森県弘前市大字城東中央3丁目8番地14
 債務者 葛西 紘一
 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三上 和秀
 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時10分
 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第516号

神奈川県厚木市旭町5丁目43番22-308号
債務者 沖津 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 和也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第693号

神奈川県小田原市永塚232番地 YUハイムB棟103
債務者 杉山 璃菜

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第49号

神奈川県平塚市田村2丁目9番4-401号
サニームゾン平塚
債務者 土屋 紀博

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山辺 直義
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第172号

千葉市中央区新宿1丁目14番15号 Sol Floor203号
債務者 中島 美和

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐賀 紘人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時

6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第2号

千葉県富津市富津2409番地22、前住所千葉県富津市亀田352番地8
債務者 山中 茂男

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古海 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第6号

鹿児島県指宿市山川利永329番地5 市営利永1号団地 1-3
債務者 迫田光乃美

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 弘毅
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年(フ)第236号

千葉市花見川区幕張本郷5丁目27番2号 レジデンス大村501号
債務者 下田 良彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 國吉 宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1309号

千葉市緑区あすみが丘東2丁目1805番地14
メゾンドセルモン105号
債務者 榎本 倫久

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若林 義和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第106号

千葉市中央区長洲2丁目3番6号 ミミハウス本千葉202号
債務者 熊野 雄太

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大平 俊一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第201号

千葉県船橋市前原西4丁目8番10-606号
債務者 北山 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中易 憲隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第322号

愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割42番地1
アドヴァンス・ライフ神野101、従前の住所
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1242番地24
債務者 SOAR DRONE SERVICEこと 七森 翔

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第206号

千葉市美浜区高浜4丁目10番30棟504号
債務者 篠原 明

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第23号

富山市向川原町2番21号
債務者 深山 克子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野 由雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
富山地方裁判所民事部

令和8年(フ)第24号

富山市向川原町2番21号
債務者 深山 泰司

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野 由雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
富山地方裁判所民事部

令和8年(フ)第15号

北海道北見市豊地695番地3
債務者 越智 悟志

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野呂 伸一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年(フ)第11号

秋田県横手市雄物川町東里字回館299番地
債務者 富谷 季市

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 祐子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和8年(フ)第1103号

代替住所A(旧住所愛知県半田市平地馬場町2丁目7-11)
債務者 田中 愛莉

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関口 瑞紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1150号

東京都大田区大森東4丁目37-12 L u d e n s U M E Y A S H I K I E - s t 2 0 1
債務者 有田 晋

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米山 清貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1192号

東京都品川区南大井3丁目22-10-305
債務者 森田 和江

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹野 純
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1201号

東京都板橋区西台1丁目51-9-105
債務者 金澤 理人

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺岡 俊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1231号

東京都板橋区富士見町33-11-217
債務者 飯島 果林

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯浅 知子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1299号

東京都練馬区谷原4丁目18-7
債務者 長谷川比呂美(旧姓山田)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野澤吉太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1339号

東京都練馬区南大泉4丁目54-5-603
債務者 大須賀祐一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神戸靖一郎

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第3号

福島県喜多方市塩川町御殿場2丁目8番地
債務者 塚原 祐子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第37号

群馬県前橋市公田町388番地1
債務者 町田 卓也

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱口 仁徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第32号

群馬県太田市粕川町30番地8
債務者 清水貴美雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第155号

新潟県村上市板屋越990番地
債務者 福山 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石戸 裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前9時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和8年(フ)第11号

香川県高松市牟礼町牟礼3720番地287
債務者 井関 伸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近石 誠弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第42号

香川県高松市瓦町1丁目11番地5、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸北5丁目5番2-502号 茅ヶ崎東海岸パーク・ホームズ
債務者 入谷 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 功祥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第176号

宮城県黒川郡大郷町大松沢字下町宅地80番地
債務者 平塚 玄悦

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮腰 英洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第2号

宮城県栗原市若柳字川南東谷地5番地、住民票上の住所宮城県登米市米山町中津山字粟ヶ崎35番地27
債務者 佐藤 達也

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 男澤 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和8年(フ)第6号

宮城県大崎市古川南新町5番20-2号
債務者 仙石 紀徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 男澤 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第280号

山形市松町2丁目10番33-201号 メルベーク
債務者 阿部美津江

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 朋泰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第231号

福島市南中央2丁目14番地ビスタリエ南中央401、従前の住所福島市三河南町18番1号ユアコート美海102
債務者 茨木 崇次

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関根 未希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第314号

福島県郡山市大槻町字原田北21番地の15
債務者 金子裕次郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保田美和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第178号

茨城県古河市東諸川67番地7 グラン・ジュテⅢ-103号室
債務者 東 広海

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野寺信次
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第3305号

神奈川県鎌倉市岡本2丁目13番42-201号
債務者 福原 優(旧姓藤本)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川本 美保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3336号

横浜市鶴見区仲通2丁目66番地9 プレミア
リラガーデン鶴見仲通205号
債務者 諸見里ユカリ(旧姓山川)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新井 聡子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第176号

横浜市港北区日吉本町6丁目12番6号 RY
○ハイツ101号室
債務者 内田 涼太

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉沢 洋介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第283号

横浜市戸塚区原宿4丁目52番2-3号
債務者 山田 政也

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 珠美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第23号

大津市坂本1丁目8番5号 琵琶湖病院、住民票上の住所大津市皇子が丘2丁目10番25-3801号 河合方
債務者 橋本 珠子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 若奈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第688号

岡山市南区藤田241番地11
債務者 足立 悠太

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 政宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1161号

広島県安芸郡熊野町平谷2丁目19番5号
債務者 那須 健人

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 毛利 圭佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第109号

広島市中区大手町5丁目19番14-303号
債務者 清水 俊彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安西 紀皓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第46号

愛媛県松山市堀江町1409番地1 松山グランドハイツ306号
債務者 西本 興治

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神部 美香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第312号

高知市春野町弘岡中664番地2
債務者 近森 紀江

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山岡 真博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
高知地方裁判所破産係

令和8年(フ)第87号

大分市大字片島993番地 大滝前田ビルA201
債務者 松田 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平松まゆき
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第445号

茨城県ひたちなか市東本町18番23号 サンパーク白土201号
債務者 井上 雅皓

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 真一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第880号

埼玉県八潮市緑町2丁目15番地6 ローランST101、旧住所埼玉県八潮市大字大曾根925番地 ツインハイツB-101
債務者 室井 賢次

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古谷 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第33号

鹿児島市和田2丁目16番1号 ジャルダンフ
リユーリードーンII 306号
債務者 吉留 竹志

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 碓井 晶子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第1号

福島県郡山市大槻町字古屋敷96番地の4
債務者 島田真奈美(旧姓田部)

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊坂奈緒美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和8年(フ)第14号

兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町13番43-405号
債務者 ジョジョこと LIM CHANGC
HI(林昌治)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬渡 英樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第456号

茨城県鉾田市上釜588番地22
債務者 嶋田 智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 繁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
水戸地方裁判所

令和8年(フ)第23号

新潟県長岡市平島2丁目147番地 クレ
ディー1-105号室、前住所新潟県長岡市西
川口429番地16
債務者 角張 浩春

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉森 芳博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年(フ)第30号

釧路市武佐1丁目48番29号、前住所北海道釧
路郡釧路町別保東1丁目7番地
債務者 スナック詩夜流夢、哀詩こと 田中紗
智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内山 淑恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年(フ)第104号

埼玉県所沢市西所沢2丁目3番10-203号
リバーサイドマンション
債務者 伊藤 奈美

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嶋田 麻里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第130号

横浜市旭区さちが丘128番地2 インペリア
ルさちが丘301
債務者 高橋 信治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笹岡 亮祐

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1594号

京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町5番地
11
債務者 島田 稔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蜂谷 綾子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続終結**令和6年(フ)第669号**

茨城県筑西市幸町1丁目24番17号
破産者 浅見 道広

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第336号

栃木県矢板市扇町2丁目13番39号 家族の家
ひまわり矢板、前住所栃木県宇都宮市上横田
町731番地1
破産者 竹内 友浩

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1571号

千葉県若葉区中田町1103番地1 グループ
ホーム月の里
破産者 高木 顕夫

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第81号

千葉県富里市七栄578番地16
破産者 木村 孝志

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第49号

栃木県小山市大字荒井360番地4
破産者 有限会社上野土建

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(フ)第887号

川崎市多摩区生田2丁目2番7号
破産者 株式会社奏楽ホーム

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第411号

川崎市多摩区宿河原7丁目1番1号
破産者 株式会社越野技建

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第128号

神戸市東灘区御影本町5丁目8番17号
破産者 坂口酸業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第349号

兵庫県三田市西相野821
破産者 株式会社自遊空間

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年（フ）第206号

群馬県前橋市千代田町1丁目9番7号
破産者 株式会社希彰堂

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和4年（フ）第1646号

東京都北区滝野川6丁目44-13-901
破産者 亡田中信行相続財産

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1310号

東京都町田市真光寺2丁目10番地6アルス真光寺203
破産者 土居 功治

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年（フ）第2631号

横浜市都筑区池辺町4035番地1ららぽーと横浜2F/232
破産者 医療法人田中メディコファーム

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2314号

横浜市泉区上飯田町4576番地
破産者 有限会社テーエーエフ

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2409号

神奈川県藤沢市本町4丁目7-13TRISE1F
破産者 合同会社QOM

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第28号

兵庫県西宮市二見町3番20号興信ビル303号室
破産者 株式会社ゆめみらい

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第29号

兵庫県西宮市二見町3番20号興信ビル303号室
破産者 株式会社NAGOMI

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第8号

香川県仲多度郡多度津町幸町2番53-8号
破産者 株式会社幸聖工業

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

高松地方裁判所九亀支部

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年（フ）第236号**

宮崎市花ヶ島町水町1871番地4、住民票上の住所宮崎市花ヶ島町水町1871番地3
破産者 鮫島 武士

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年（フ）第438号**

鹿児島市郡元1丁目14番11号 英徳ハイツ101号
破産者 上玉利栄徳

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後4時
令和8年3月4日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第560号

鹿児島市荒田2丁目75番9号 ライブARATA706号、前住所鹿児島市谷山中央5丁目12番22号 おいで安方
破産者 阿久根 斉

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月15日午後1時15分
令和8年3月4日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第912号

埼玉県飯能市大字双柳1232番地8
破産者 赤羽 力也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午後3時20分
令和8年3月4日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第102号

島根県松江市東出雲町出雲郷513番4地
破産者 門脇 祥吾

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後3時30分
令和8年3月5日

松江地方裁判所民事部

令和7年（フ）第437号

広島市西区中広町2丁目20番10号
破産者 西部興産株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午後3時
令和8年3月4日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第11号

愛知県一宮市花池2丁目16番20号 ル・ヴァンペール201号、開始決定時の住所愛知県一宮市大和町戸塚字薬師浦391番地3
破産者 李塚松こと本多塚松こと 本多 宰松

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時30分
令和8年3月3日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第256号

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷306番地7
グリーンコーポ根岸101、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1141番地18 朝長ハイツ201号
破産者 犬塚 邑果

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月17日午前10時
令和8年3月4日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第4336号

大阪府中央区船越町1丁目6番6号
破産者 ライフインダストリー株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後2時20分
令和8年3月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第335号

香川県高松市円座町539番地3
破産者 織田 晃行

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月3日午後2時
令和8年3月5日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1947号

埼玉県川口市東川口6丁目19番42号 メイン
シティガーデンジュネス201号
破産者 幅寄 大

- 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 一般調査期日 令和8年5月18日午前11時20分
令和8年3月3日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第35号

大分県佐伯市東町16番15号、開始決定時の住
所大分県佐伯市若宮町1番46-1号
破産者 大松 一樹

- 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 一般調査期日 令和8年6月11日午前10時30分
令和8年3月5日

大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第113号

新潟県長岡市上岩井884番地1
破産者 元井 博道

- 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 一般調査期日 令和8年6月4日午前11時10分
令和8年3月5日

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第434号

静岡県沼津市西沢田1074番地の9
破産者 田口 泰子(旧姓大沼)

- 破産債権の届出期間 令和8年5月14日まで
- 一般調査期日 令和8年6月18日午前10時30分
令和8年3月5日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般
調査期間

令和7年(フ)第133号

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地6
破産者 佐々木 学

- 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 一般調査期間 令和8年5月14日から令和8
年5月21日まで
令和8年3月5日 宮崎地方裁判所都城支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第512号

宮崎市大字本郷南方2448番地3 ヴィレッジ
サイドB棟107号

破産者 川崎 勝

異議申述期間 令和8年4月16日まで

令和8年3月5日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第194号

宮崎県延岡市差木野町5831番地2

破産者 松本 和彦

異議申述期間 令和8年4月16日まで

令和8年3月5日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第1968号

千葉県市川市新田4丁目9番18号

破産者 直井 勝利

異議申述期間 令和8年4月24日まで

令和8年2月27日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1993号

千葉県習志野市鷺沼2丁目9番26号

破産者 松井 大介

異議申述期間 令和8年4月24日まで

令和8年2月27日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1894号

千葉県市川市塩浜4丁目6番4111号 (市営
住宅塩浜団地4号棟)

破産者 岩村 真理

異議申述期間 令和8年4月27日まで

令和8年3月3日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第449号

鹿児島市向陽2丁目12番25号 クレストール
久保202号

破産者 福山のぞみ

異議申述期間 令和8年4月28日まで

令和8年3月3日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第13号

北海道日高郡新ひだか町東静内54番地の22
破産者 幌村 光正

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月5日

札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和7年(フ)第312号

千葉県四街道市内黒田316番地10 (ストーン
ヴィラ202)

破産者 徳政 和則

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月4日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第386号

千葉県四街道市四街道3丁目3番4-501号
ヒューマンスクエア千葉

破産者 内海 孝之

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月4日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第279号

長崎県長崎市八つ尾町21番10号 ノエル103、
旧住所長崎県諫早市多良見町化屋327番地71

破産者 林田 裕

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月5日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第30号

北海道浦河郡浦河町字西幌別61番地の4
破産者 宇川 遥希

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月5日

札幌地方裁判所浦河支部破産係

免責許可申立てに関する意見
申述期間

令和7年(フ)第3906号

東京都目黒区自由が丘2丁目20-2、開始決
定時の住所東京都目黒区上目黒1丁目26-
1-1310

破産者 沢野 紀嘉

免責意見申述期間 令和8年6月24日まで

令和8年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

令和7年(再)第19号

東京都渋谷区南平台町6番18号 南平台ヒル
トップハウス 403
再生債務者 兵頭 真治

- 期日 令和8年3月18日午後1時00分
- 会議の目的 再生債務者の財産状況報告
令和8年3月5日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手
続開始

令和7年(再イ)第65号

千葉県成田市並木町146番地26

再生債務者 仁宮 正人

- 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月21日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第80号

兵庫県尼崎市御園1丁目4番5-303号(前
住所)兵庫県伊丹市若菱町4丁目1番地三菱
電機若菱寮625号

再生債務者 福家 碧斗

- 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令
和8年4月14日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第86号

兵庫県西宮市上ヶ原三番町3番13号

再生債務者 トライアングルこと 山下 美幸

- 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令
和8年4月14日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第24号

埼玉県和光市新倉1丁目18番20号 Cost
a del Sol UNO101

再生債務者 丹 易行

- 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月15日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第18号

埼玉県富士見市ふじみ野東1丁目9番地11
ふじみ野レジデンス205
再生債務者 千葉麻里奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月14日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（再イ）第5号

岐阜市加納寿町1丁目17番地1、(前住所)
岐阜市光樹町58番地1 (エステート南402号室)
再生債務者 野村 育美(旧姓岡本)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第353号

愛知県北名古屋市徳重本郷148番地1
再生債務者 中村 大志

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第68号

兵庫県西宮市北口町18番13—506号
再生債務者 芝 信太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年（再イ）第4号

兵庫県尼崎市榎堂1丁目4番10号ラ・ティエ
ラ101
再生債務者 CHANG TAEJUN(張泰俊)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年（再イ）第13号

札幌市北区篠路4条5丁目5番7号
再生債務者 西村 涼児

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第1号

青森県つがる市牛潟町村上55番地1
再生債務者 二川原 純

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和8年（再イ）第4号

神奈川県秦野市尻尻338番地の144
再生債務者 堀 達郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和8年（再イ）第10号

岡山県倉敷市水江1172番地3 イングレッシ
水江 304
再生債務者 黒本 瞳

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月20日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和8年（再イ）第7号

大阪府泉南郡熊取町青葉台1丁目27番24号
再生債務者 宮元 葉子(旧姓濱野)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第13号

大阪府枚方市養父東町9番19号
再生債務者 喜多千菜美

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第60号

大阪府茨木市南春日丘7—8—28—202(住
民票上の住所 京都市北区衣笠氷室町37番地
リアライズ衣笠405)
再生債務者 岡崎 恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第17号

岡山市北区辰巳38番地122
再生債務者 菰口 徹

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月20日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第2号

長崎県佐世保市陣の内町676番地2 西陣ス
トリート 101
再生債務者 大石 良治

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年（再イ）第73号

茨城県鉾田市上釜588番地22
再生債務者 嶋田 勝貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

水戸地方裁判所

令和8年（再イ）第5号

栃木県宇都宮市西川田南2丁目33番12号
再生債務者 大塚 雄太

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月22日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再イ）第510号

東京都葛飾区細田3—28—2—202
再生債務者 稲垣 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第593号

北海道札幌市清田区清田6条1-21-31
(申立時の住所)東京都大田区東蒲田2-6-4-202

再生債務者 山川 北斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第600号

東京都北区田端1-12-26

再生債務者 小川 昌樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第2号

東京都練馬区下石神井4-7-28 グランパ
トー・M 411

再生債務者 吉良 律子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第83号

東京都府中市白糸台6-22-1-103

再生債務者 志村 祐也

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第2号

長野県塩尻市大字宗賀6150番地1

再生債務者 中野 達徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

長野地方裁判所松本支部

令和8年(再イ)第15号

神戸市北区谷上東町13番22-401号

再生債務者 輪野 龍司

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第8号

宮城県名取市箱塚2丁目3番10-7号

再生債務者 柴崎 修

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第3号

茨城県石岡市南台2丁目23番2号

再生債務者 白石 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年(再イ)第53号

東京都新宿区西新宿7-17-13-1202

再生債務者 織内 大遼

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第55号

東京都大田区東糞谷1-8-18-401

再生債務者 三宅 信次

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第65号

東京都豊島区池袋2-25-9-101

再生債務者 大久保雄大

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第70号

東京都港区浜松町2-8-6-104

再生債務者 小野塚元哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第71号

東京都葛飾区高砂8-8-3-301

再生債務者 中村 拓真

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第5号

長野県須坂市大字小山336番地28

再生債務者 芝池 美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和8年(再イ)第5号

長野県塩尻市大門五番町9番28号 サンホワイト101

再生債務者 西澤龍太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第549号

大阪府大東市野崎1丁目3番18号

再生債務者 よこの家こと 横山 寛典

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第22号

大阪府交野市私部西4丁目11番11-1号

再生債務者 山地 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第1号

和歌山県東牟婁郡串本町高富561番地の5

再生債務者 西谷 卓巳

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

令和8年(再イ)第2号

香川県綾歌郡宇多津町2628番地931

再生債務者 吉田 弘満

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第66号

盛岡市東新庄1丁目6番36号

再生債務者 佐々木千佳

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(再イ)第1号

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根町裏6番地5

ガーデン・シティ201号室

再生債務者 三浦 莉奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年(再イ)第2号

宮城県伊具郡丸森町木沼字堀内145番地

再生債務者 大場 由美

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

仙台地方裁判所大河原支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年(再イ)第225号**

千葉県稲毛区山王町394番地9 エーデルハイムⅡ 102号

再生債務者 武藤 優香

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第314号

東京都品川区中延1-4-17-303

再生債務者 仲嶺 圭太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第382号

東京都日野市万願寺6-24-15

再生債務者 武部 宏之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第464号

東京都足立区入谷9-31-12-206

再生債務者 友澤 雄太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第487号

東京都板橋区中台3-23-7

再生債務者 坂内 孝太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第517号

東京都立川市若葉町4-25-1 33-302

再生債務者 中屋敷克仁

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第87号

栃木県宇都宮市氷室町1054番地8

再生債務者 今村 楽

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第196号

埼玉県上尾市春日1丁目2番17号 エビデン

ス上尾214

再生債務者 今野 昭彦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第81号

栃木県宇都宮市滝谷町3番14号

再生債務者 田中 雅之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第89号

川崎市中原区中丸子687番地1 プリム

ヴェール 103

再生債務者 市川三保子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第282号

愛知県瀬戸市神川町128番地の4

再生債務者 松永 義久

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第36号

佐賀市新生町5番73号

再生債務者 佐野 辰夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第11号

大分県中津市大字永添236番地5

再生債務者 吉崎 晃司

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和7年(再イ)第114号

仙台市青葉区国見6丁目37番1号 ダイアパ

レスラビューータ国見D-111

再生債務者 吉田 喜章

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第109号

東京都稲城市東長沼1702番地の5 ミオカス

テーロ稲城203

再生債務者 山下 宜隆

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第83号

愛知県安城市桜井町阿原30番地31
再生債務者 山下 真斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年3月5日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第101号

愛知県西尾市矢田2丁目6番地27
再生債務者 岡 佳弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年3月5日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第16号

三重県松阪市大黒田町914番地8
再生債務者 坂口 尚志

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年3月5日

津地方裁判所松阪支部

令和7年（再イ）第35号

佐賀県小城市三日町樋口905番地10
再生債務者 有島 重信

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年3月5日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第3号

大分県佐伯市鶴岡町1丁目20番10号
再生債務者 仲矢 裕一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年3月5日

大分地方裁判所佐伯支部

令和7年（再イ）第12号

大分県中津市大字福島2522番地37
再生債務者 佐藤 友紀

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年3月5日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和7年（再イ）第73号

大阪府岸和田市下野町3丁目8番8号
再生債務者 札野 陽

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第22号

沖縄県沖縄市高原1丁目9番32号 崎原マンション202号
再生債務者 千葉 敏子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（再イ）第38号

長野県塩尻市大字大門1580番地
再生債務者 牛山 博貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
令和8年3月4日

長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第46号

滋賀県栗東市小野223番地151
再生債務者 岩竹 光治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
令和8年3月4日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第116号

堺市西区鳳北町6丁330番地6
再生債務者 鼻毛 良太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
令和8年3月4日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第32号

和歌山市松江東2丁目1番78号
再生債務者 齋田 みか

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
令和8年3月4日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第44号

和歌山市栄谷341番地5 ユニバースアベニュー202号
再生債務者 大谷 正直

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
令和8年3月4日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第265号

札幌市中央区南2条東3丁目9番地1 パークヒルズイースト23B-509号
再生債務者 関澤 信也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第271号

札幌市清田区北野7条4丁目3番23号
再生債務者 谷口 舞

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第276号

札幌市豊平区中の島2条3丁目5番25-307号
再生債務者 田中 椋

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第19号

北海道苫小牧市ウトナイ北6丁目16番24号
再生債務者 須藤 駿

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年（再イ）第114号

埼玉県ふじみ野市築地3丁目5番地37
再生債務者 根本 久

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第23号

三重県名張市桔梗が丘西4番町3街区37番地
再生債務者 中島 大樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

津地方裁判所伊賀支部

令和7年（再イ）第11号

滋賀県長浜市西上坂町791番地
再生債務者 引山 勲

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月9日まで
令和8年3月5日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和7年（再イ）第16号

新潟県糸魚川市中央1丁目3番24号
再生債務者 嶋田 友美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年3月4日

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（再イ）第155号
 神戸市東灘区御影山手6丁目8番34-311号
 再生債務者 上野 弘人
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
 令和8年3月4日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第161号
 兵庫県三田市ゆりのき台1丁目2番地3
 104号（従前の住所）兵庫県三田市すずかけ台4丁目6番地 2番館602号
 再生債務者 北 貴文
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
 令和8年3月4日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第167号
 神戸市中央区中山手通2丁目2-4-405（住民票上の住所）兵庫県淡路市志筑915番地42
 再生債務者 植田 哲平
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
 令和8年3月4日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第109号
 岡山市北区富町2丁目2番4号 202
 再生債務者 高橋 典子（旧姓松田）
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
 令和8年3月4日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第24号
 長崎県佐世保市原分町98番地2
 再生債務者 永田 修美
 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月26日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
 令和8年3月5日

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年（再イ）第120号
 広島市東区中山南1丁目15番7号
 再生債務者 大本 隆史
 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月2日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
 令和8年3月5日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第29号
 山口県宇部市大字東岐波5436番地7
 再生債務者 高杉 直樹
 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月2日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
 令和8年3月5日

山口地方裁判所宇部支部

令和7年（再イ）第30号
 高知県南国市植田1250番地7
 再生債務者 門田 奈緒
 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月2日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
 令和8年3月5日

高知地方裁判所民事部個人再生係

**給与所得者等再生による再生
 手続開始**

令和7年（再口）第4号
 福島県郡山市大平町字彫田85番地の12
 再生債務者 磯谷 一輝
 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年（再口）第10035号
 東京都江戸川区江戸川1-35-7
 再生債務者 松前 正実
 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

**給与所得者等再生による再生
 計画案についての意見聴取**

令和7年（再口）第10043号
 東京都豊島区高松1-6-1-303
 再生債務者 松村 翔太
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和8年3月23日まで
 令和8年3月4日

東京地方裁判所民事第20部

**給与所得者等再生による再生
 計画認可**

令和7年（再口）第3号
 千葉県佐倉市中志津3丁目31番5号
 再生債務者 野田 修一
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和8年2月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和8年3月4日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（再口）第2号

鹿児島県志布志市志布志町志布志402番地9
 再生債務者 宝田 幸彦
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和8年2月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和8年3月3日
 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

会社その他の公告

合併公告
 登記法人は合併して母は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であり、この合併については令和八年三月一日付で北海道知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日
 北海道苫小牧市若草町五十目一〇番
 (甲) 医療法人社団 嵩仁会
 理事長 内野 順治
 札幌市手稲区星置一条四丁目二番一〇号
 (乙) 医療法人社団 展望会
 理事長 内野 順治

合併公告

登記法人は合併して母は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終債権対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.pickleball-japan.org>
 (乙) <https://japanpickleball.org>
 令和八年三月十三日
 東京都渋谷区広尾四丁目一番一五号一四〇四
 (甲) 一般財団法人ピッケルボール日本連盟 代表理事 林 裕子
 東京都台東区浅草橋三丁目二七番一四号
 (乙) 一般社団法人日本ピッケルボール協会 代表理事 谷口 陽子

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社タカラレーベン(乙)、住所東京都千代田区丸の内一丁目八番二号)の株式会社レーベンホームビルド及び株式会社レーベンゼストックの管理等の事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) https://www.leben.co.jp/

令和八年三月十三日 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号 M I R A R T H ホールディングス株式会社 代表取締役 島田 和一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル及び旅館の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十九日 掲載頁 一一九頁(号外第三十五号)

令和八年三月十三日 三重県三重郡菟野町大字千草七〇九三番地 (甲) 株式会社希望荘 代表取締役 望月 智広

三重県三重郡菟野町大字千草七〇九四番地 (乙) 株式会社希望荘 代表取締役 望月 智広

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は株式会社 Home Build 緑(新住所北海道旭川市永山四条十一丁目二番一三三)とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 北海道旭川市神楽岡十六条四丁目二番一九号 合同会社リフォームサポート緑 代表社員 長澤 知幸

組織変更公告

当農事組合法人は、令和八年二月十六日開催の総会の決議により、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日です。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年三月十三日 宮城県登米市米山町中津山字平潟四七三番地一 農事組合法人六軒農産 理事 鈴木 正孝

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 千葉県船橋市宮本七二〇一三 合同会社 T A S U K I 代表社員 青木 孝之

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都渋谷区道玄坂二丁目一九番三二四一 二号 T A P I T 合同会社 代表社員 住瀬 悟史

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都中野区本町五一二九一五三田新中野コーポ二〇三 合同会社 H i v i c t u s P I C 代表社員 野村 未来

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都港区白金一〇二一一金ザスカイE 一九一八 合同会社 L D 代表社員 秋山陽太郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都日野市東平山三丁目一八番地の五二 合同会社 清幸プロパティ 代表社員 清元 太地

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二九番一四一六〇二号室 ビースキャピタルデザイン合同会社 代表社員 向田 恭平

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社逆旅とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都港区南青山二丁目二番一五号 合同会社 逆旅出版 代表社員 中馬左麟乃

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 東京都中央区銀座六丁目四番八号 合同会社 シテイライツ 代表社員 宋 宏昭

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 山梨県上野原市上野原二一七番地一二一 合同会社 バルミジュール 代表社員 青山 準

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 長野県松本市落二丁目一番二九号 合同会社 ファインリーフ 代表社員 中嶋 洋子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社 P A T H O S s o l u t i o n とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 名古屋市瑞穂区田辺通五丁目一五番地グラウンドハイツ瑞穂公園一〇一号 P A T H O S s o l u t i o n 合同会社 代表社員 伊藤久美子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 大阪府泉大津市東雲町七番二八一三三 U B U S U N A 合同会社 代表社員 安田 英康

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十三日 熊本県熊本市北区植木町一木一八八一四 合同会社 エントランド 代表社員 前田 倫正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにした。
効力発生日は令和八年四月十五日であり、組織変更後の商号は、TM株式会社とします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十三日
大分県臼杵市大字佐志生一三七〇番地
TMモバイル合同会社
代表社員 赤嶺 多聞

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月五日
掲載頁 五十九頁(号外第四十五号)
令和八年三月十三日
東京都台東区台東四丁目一 一番四号
三井住友銀行御徒町ビル六階
株式会社アイティプロデュース
代表取締役 糸原 賢二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万七千円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十三日
東京都荒川区荒川八丁目四番一号
合同会社秋元興産
代表社員 秋元 雅好

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し三百万円とすることにした。
効力発生日は令和八年五月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十三日
東京都小平市花小金井一丁目六番一三号
有限会社角萬酒店
代表取締役 遠藤 敏夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百万円減少し一千万円とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十三日
東京都江戸川区北葛西二丁目二六番二七号
有限会社山本鉄工
代表取締役 山本 一徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し一千万円とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十三日
東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号
VORT秋葉原IV 2F
有限会社クワ・ド・リリー
取締役 神崎健大朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億三百五十三万九千七百六十六円減少し、金一千万円とすることにした。
また、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を金一千万円とすることにした。
効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月三十日を予定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://earlyworks.com
令和八年三月十三日
東京都台東区上野五丁目七番一 一 号
株式会社Perpetuals.com
代表取締役 小林 聖

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにした。
効力発生日は令和八年四月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十三日
岡山県備前市三石一三八五番地の 一
有限会社オフィスネットワーク
代表取締役 道廣 和男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千二百五十二万九千四百円、資本準備金の額を一億千六百七十五万二千二百九十三円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月六日
掲載頁 一二二頁(号外第四十七号)
令和八年三月十三日
東京都港区六本木六丁目一〇番一 号六本木ヒルズ森タワー一五F CIRCL E
株式会社mairu tech
代表取締役 大村 慧

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十四億五千五百万円、資本準備金の額を二百二十四億五千五百万円とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月一日
掲載頁 五十九頁(号外第二六三号)
令和八年三月十三日
岐阜県大垣市久徳町一〇〇番地
株式会社CORE
代表取締役 小川 哲史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。
令和八年三月十三日
宮城県仙台市若林区御町五丁目三二一五
株式会社ホンダカーズ宮城北
代表取締役 松田俊次朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年四月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましてので、公告します。
令和八年三月十三日
名古屋市中区代官町三五番一六号
加藤化学ホールディングス株式会社
代表取締役 加藤 貞男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年三月十三日
東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号神宮前タワービル一四階
ゲッティイメーτζズジャパン株式会社
代表取締役 ナターシャ・ギャレス

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年三月十三日
東京都千代田区神田神保町二丁目二番地三
四千代田三信ビル八階 東芳紙業株式会社
代表取締役 境 和彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年三月十三日
神奈川県鎌倉市小袋谷一丁目一七三番三号
京急交通株式会社
代表取締役 沼田 英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

横浜市港南区上大岡西三丁目一番一五号

京急横浜自動車株式会社 代表取締役 沼田 英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番二号

京急文庫タクシー株式会社 代表取締役 沼田 英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

神奈川県三浦郡葉山町長柄一番地

京急葉山交通株式会社 代表取締役 沼田 英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

神奈川県横須賀市久里浜二丁目一二番五号

京急中央交通株式会社 代表取締役 沼田 英治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

横浜市中区新港二丁目二番一号

株式会社フジコウ 代表取締役 藤井 宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

静岡県浜松市中央区伊左地町三〇〇五番地の九

株式会社エム・アイ・テック 代表取締役 伊藤 誠之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十三日

京都市左京区鞍馬貴船町四〇番地

株式会社貴船ふじや 代表取締役 藤谷 宏徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月十三日

北九州市小倉北区魚町四丁目二番九号

昭和土地建物株式会社 代表取締役 今井 久喜

提出不能株券に関する異議申述公告

当社が、特別支配株主からの株式等売渡請求につき株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出することができない旨の申し出がありました。よって、特別支配株主がこれらの株主に

対して株券と引換えてなしに金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月十三日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番一〇号

株式会社カンペハピオ 代表取締役 池上広一郎

Table with columns: 当社普通株式, 券別, 枚数, 記号, 番号, 氏名

Table with columns: 百株券, 一枚, イB, 三九, 有限会社池園

十株券 一枚 イC 三八 静清塗料株式会社

十株券 一枚 イC 三九 静清塗料株式会社

十株券 一枚 イC 四〇 静清塗料株式会社

十株券 一枚 イC 四一 静清塗料株式会社

十株券 一枚 イC 四二 静清塗料株式会社

十株券 一枚 イB 一〇九 西村 和彦

十株券 一枚 イB 一一〇 西村 和彦

十株券 一枚 イB 一一一 西村 和彦

十株券 一枚 イB 一二四 株式会社松岡商店

十株券 一枚 イC 一二五 株式会社松岡商店

十株券 一枚 イC 一八 株式会社松岡商店

十株券 一枚 イC 一九 株式会社松岡商店

十株券 一枚 イC 二〇 株式会社松岡商店

十株券 一枚 イC 二一 株式会社松岡商店

十株券 一枚 イB 一六三 吉沢商事株式会社

十株券 一枚 イC 一六八 吉沢商事株式会社

十株券 一枚 イC 一六九 吉沢商事株式会社

十株券 一枚 イC 七〇 吉沢商事株式会社

十株券 一枚 イC 七一 吉沢商事株式会社

十株券 一枚 イC 七二 吉沢商事株式会社

千葉県船橋市海神町三丁目一九番地一六

デュオヒルズ船橋四〇七号 相続財産清算人 高田衣左士

被相続人 亡 高田佳年人

その相続人は令和七年十一月二十四日死亡し、

その相続人は令和八年三月三日東京家庭裁判所に

て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受

遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求

の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない

ときは弁済から除外します。

令和八年三月十三日

新潟県新潟市東区小金山町三丁目三番五号

限定承認者 杉崎 亮

限定承認公告

本籍愛知県名古屋瑞穂区村上町三丁目一九番地、最後の住所本籍に同じ

包括遺贈者は令和八年十月十五日死亡し、その

包括受遺者は令和八年三月五日名古屋家庭裁判

所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及

び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に

請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出

がないときは弁済から除外します。

令和八年三月十三日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

包括受遺者兼限定承認者愛知県 右代表者知事 大村 秀章

新株予約権取得に関する公告

会社法第二百七十三条第二項及び第三項、並びに会社法第二百七十四条第三項及び第四項の規定に基づき、左記のとおり新株予約権を取得すること

といたしましたので公告します。

第一回新株予約権四個 第二回新株予約権五個、

第三回新株予約権六個、第四回新株予約権百五個

(当社の従業員としての喪失により、行使条件に

基づく行使ができなくなった新株予約権全部)

取得理由…新株予約権要項第五(七)①及び②

取得理由…(取得条項)に該当したため

取得の対価…無償

取得日…令和八年三月三十日

令和八年三月十三日

京都市南区東九条下殿田町一三

九条CIDビル一〇二

株式会社Eサーモジェンテック

代表取締役 岡嶋 道生

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を千二百八十七万円減

少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

とおりです。

https://www.kaikei-home.com/axes/0100/index.html

令和八年三月十三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千万円減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号アークヒルズ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千四百万円減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

ALJ Residential Sasashima

取締役 中村 里佳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号アークヒルズ

ACREFF OS L 特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十万円の減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

令和八年三月十三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ

アップレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億六千万円減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン

デジタルソーシングサービス株式会社

取締役 横倉 弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億九千万円減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン

デジタルソーシングサービス株式会社

取締役 横倉 弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千七百四十万円減少することいたしました。

令和八年三月十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Fusion 特定目的会社

取締役 長尾 誠

正誤

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）経済産業省告示第三十六号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件）

（原稿誤り）

八八六ページ改正後欄終りから二三行目は次のとおりの誤り。

一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日が属する期間	乗じるべき率	除すべき率
二	出力が千キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	〇・九二〇	〇・六〇〇
三	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	令和七年三月三十一日以前	〇・四四八	〇・四四八
四	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	令和七年四月一日以降	〇・五六七	〇・四四八
五	出力が三万キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	〇・四四八	〇・四四八

同ページ改正前欄終りから七行目は次のとおりの誤り。

（3）水力発電設備

一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	（新設）	乗じるべき率	除すべき率
二	出力が千キロワット未満のもの	（新設）	〇・九二〇	〇・六〇〇
三	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	（新設）	（新設）	（新設）
四	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	（新設）	（新設）	（新設）
五	出力が三万キロワット未満のもの	（新設）	〇・四四八	〇・四四八

（4）（5）（略）